

令和4年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属：危機管理学部 危機管理学科

資格：教授

氏名：杉山 幸一

<p>研究課題名</p>	<p>危機的状況における人権制限の可能性に関する検討と課題</p>
<p>研究目的及び研究概要</p>	<p>わが国は日本国憲法を最高法規とする法治国家であり立憲主義国家である。憲法は国民との約束が記された文書であり、国家統治を国民が国家機関に対して信託をする文書である。いかなる時も憲法のもとで国家統治が行われる。しかし、紛争、テロ、災害といった国家が危機的状況になった場合でも、国民の生命・自由・幸福追求のために国家は最大限維持できるよう義務付けられている。そのためには憲法が保障する国民の権利を制限することもある。そこで、国家は危機的状況において国民の生命・自由・幸福追求の権利を守り、国家を守るために必要な措置をとる場合、以下に憲法律所を維持し、さらに憲法で保障されている人権の保障をどの程度制限できるのか、その可能性について検討し課題を研究する。</p>
<p>研究実績の概要</p> <p>研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等</p>	<p>研究の進捗状況</p> <p>まず、立憲主義の維持には憲法を守らなければならない。そこで、憲法を維持する、すなわち憲法秩序の保障体制をどのようにすべきか平時と緊急時・非常時に分けて検討した。</p> <p>(1) はじめに憲法81条に規定されている違憲審査制について確認した。平時において憲法秩序を守る違憲審査制は、従来から付随的審査制と言われてきた。しかし、純粋な付随的審査制ではわが国のこの制度について説明、解釈できないこともあり、再検討した。</p> <p>(2) さらに緊急時・非常時、特に武力攻撃を受けた場合にいかに憲法秩序を守り、わが国は国民保護法によって人権保障を制限することになる。国民を守るために人権保障を制限するが、現行法では経済的自由に関する人権を制限することになっている。しかし、それだけの規制では足りないのではないかという観点から、さらに現行憲法下でできる人権保障の制限は何かを検討した。</p> <p>得られた成果</p> <p>(1) で得られた成果は、わが国は特殊な付随的審査制であり、他国にない独自の制度であることを検証した。</p> <p>(2) での成果は、現在「国民の生命保護」を理由として国民の人権制限を正当化した判例がいくつかある。例えば、表現の自由、人身の自由、移動の自由がこれである。これらの人権を憲法は保障しているが、他方で裁判所はこれの人権の制限を正当化している。となれば、ここで取り上げた判例は平時の判例であり、平時でさえここまで制限できるのあれば緊急時である武力攻撃事態等においても制限することができるとした。しかし、「国民の生命保護」に勝るものはないとするならば、あらゆる人権は制限可能となり、人権侵害、人権はく奪につながる可能性もあるといえる。</p> <p>今後の課題</p> <p>(1) (2) ともに、残されている課題は次年度でも引き続き検証し、今年度の流れを継承して、人権を制限する場合、何を制限してはいけないのか、人権保障の否定や人権の本質とは何かを検討し、危機的状況において人権を奪うことにならないようにするにはどうすべきなのか、違憲審査制の機能とともに検討したい。</p> <p>研究実績</p> <p>杉山幸一「違憲判決効力論からみる違憲審査と憲法改正」『憲法学会60周年記念論文集(成文堂)』(査読有) 令和4年4月</p> <p>杉山幸一「緊急時における人権の制限と課題—武力攻撃事態等での自由権制限について—」憲法研究第54号(令和4年6月) 91~109頁。</p>